9　その他

⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事及び測量等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶　子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷　親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸　５の⑴及び⑵におけるそれぞれの③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。

別記１　部局長及び申請書の提出場所

北海道地区

北海道経済産業局長

北海道経済産業局　〒060―0808 札幌市北区北８条西２－１－１札幌第１合同庁舎　総務企画部会計課予算係　電話011―709―1774（ダイヤルイン）

東北地区

東北経済産業局長

東北経済産業局　〒980―8403 仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎　総務企画部会計課管理係　電話022―221―4869（ダイヤルイン）

関東・甲信越地区

経済産業省大臣官房会計課長

経済産業省　〒100―8901 千代田区霞が関１－３－１　大臣官房情報システム厚生課厚生企画室管理担当　電話03―3501―6789（ダイヤルイン）

経済産業研修所長

経済産業研修所　〒189―0024 東村山市富士見町５－４－36　管理課会計係　電話042―393―2521㈹

関東経済産業局長

関東経済産業局　〒330―9715 さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館　総務企画部会計課管財係　電話048―600―0222（ダイヤルイン）

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁　〒100―8931 千代田区霞が関１－３－１　長官官房総合政策課会計室　電話03―3501―1719（ダイヤルイン）

特許庁長官

特許庁　〒100―8915 千代田区霞が関３－４－３　総務部会計課審査係　電話03―3580―5880（ダイヤルイン）

中小企業庁長官

中小企業庁　〒100―8912 千代田区霞が関１－３－１　長官官房業務管理官室　電話03―3501―1762（ダイヤルイン）

貿易経済協力局貿易保険課長

貿易経済協力局　〒100―8901 千代田区霞が関１－３－１　貿易保険課　電話03―3501―1665（ダイヤルイン）

東海・北陸地区

中部経済産業局長

中部経済産業局　〒460―8510 名古屋市中区三の丸２－５－２　総務企画部会計課管理係　電話052―951―0250（ダイヤルイン）

近畿地区

近畿経済産業局長

近畿経済産業局　〒540―8535 大阪市中央区大手前１－５―44　総務企画部会計課総括係　電話06―6966―6002（ダイヤルイン）

中国地区

中国経済産業局長

中国経済産業局　〒730―8531 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎２号館　総務企画部会計課予算係　電話082―224―5622（ダイヤルイン）

四国地区

四国経済産業局長

四国経済産業局　〒760―8512 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎６階　総務企画部会計課予決算係　電話087―811―8508（ダイヤルイン）

九州・沖縄地区

九州経済産業局長

九州経済産業局　〒812―8546 福岡市博多区博多駅東２―11―１福岡合同庁舎本館　総務企画部会計課調度係　電話092―482―5412（ダイヤルイン）

那覇産業保安監督事務所長

那覇産業保安監督事務所　〒900―0006 那覇市おもろまち２－１－１那覇第２地方合同庁舎１号館　管理課庶務会計係　電話098―866―6474（ダイヤルイン）

別記２　付与数値

別表第１（業種別年間平均実績高）

20億円以上	：30
10億円以上　20億円未満	：25
５億円以上　10億円未満	：20
１億円以上　５億円未満	：15
１億円未満	：10

別表第２（自己資本額数値による付与数値）

10以上	：30
５以上　10未満	：20
５未満	：10

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

別表第３（業種別有資格者職員数による付与数値）

110～	：30
65～109	：25
40～ 64	：20
15～ 39	：15
～ 14	：10

合計数値は、付表の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

付表

⑴　測量

①　測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者

②　測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）

⑵　建築関係建設コンサルタント業務

①　建築士法（昭和25年法律第202号）による１級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21による建築設備士である者

②　建築士法による２級建築士の免許を受けている者（１級建築士の免許を受けている者を除く。）及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者